

事業者 各位

東京都計量検定所長
(公印省略)

定期検査・計量証明検査の再開等について

日頃より、計量行政にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が 4 月 7 日発令され、5 月 25 日に解除となりました。この間、東京都計量検定所では、接触機会低減の重要性に鑑み、発令期間中は原則、定期検査業務を休止しておりました。

宣言解除後は、感染防止対策等再開に向けた準備を進め、定期検査を 7 月 6 日より再開することとしましたが、前回の受検年月が 2018 年 4 月～6 月（7 月実施の一部地域を含む）の特定計量器で、このたびの緊急事態宣言発令以降未受検のものにつきましては、来年度当初の時期に検査を予定してまいります。

今後は順次、東京都公報等で公示した後、事業者皆さまには実施日の 1～2 週間前、はがきによりご案内をした上で検査を行ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、前回の受検年月が 2018 年 4 月～6 月（7 月実施の一部地域を含む）の特定計量器で、このたびの緊急事態宣言発令以降未受検のものにつきましては、東京都が今後公示する定期検査または計量証明検査の時期までは使用することができます。

(定期検査済証印のシールがはかりに貼付されており、前回の受検年月が印字されています。「前回の受検年月が 2018 年 4～6 月」とは、【参考】のような記載となっています。そのように印字された特定計量器（はかり）で、未だ受検していないものは、今後、東京都が定期検査する時期まで使用してよいとするものです。)

【参 考】



2018 年 4 月



2018 年 5 月



2018 年 6 月

【この件に関する問合せ先】

東京都計量検定所 検査課 電話番号:03-5617-6638/FAX:03-5617-6634

メールでのお問合せ先 S0200298@section.metro.tokyo.jp

担当:柳下・高田・栗林